

沼田市路線バス通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で運行する路線バスの利用促進及び通学における経済的負担の軽減を目的に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 市内で路線バスを運行する事業者
- (2) 通学定期券 バス事業者が発行する市内で運行する路線バス（高速バスを除く。）の通学定期券
- (3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、専修学校（高等課程に限る。）及び各種学校（高等学校の課程に類する課程に限る。）
- (4) 学生証等 学生証、在学証明書など、高等学校等に在学していることが確認できるもの及び通学証明書その他高等学校等が路線バスを利用する区間と有効期限を証明するもの
- (5) 電子申請 申請手続きを市の指定する方法によりインターネットを利用して行うこと

(補助対象者) : **生徒**

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高等学校等へ通学するために通学定期券を利用する者
- (2) 沼田市に住所を有し、現に居住する者
- (3) 本人及びその同一世帯の者について、市税等に滞納がないこと。
- (4) 当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者

(受給資格者) : **保護者**

第4条 補助金を受給する資格がある者（以下「資格者」という。）は、対象者の保護者

で、前条第2号から第4号までのいずれにも該当するものとする。ただし、対象者が独立して生計を営む場合は、対象者が資格者を兼ねることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、最も経済的な通常の経路で通学するための通学定期券の購入に要した費用とする。ただし、対象者一人について、高等学校等に入学後3年を限度とする（期間が3年を超えることにやむを得ない理由があると市長が認めるときを除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、通学定期券の有効期間が翌年度に及ぶ場合は、その全てを補助対象経費とすることができない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(通学定期券購入補助金対象者証の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする資格者及び対象者（以下「資格者等」という。）

は、学生証等を提示の上、通学定期券購入補助金対象者証交付申請書（別記様式第1-1号。以下「対象者証交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 進級等により受給の継続を希望する場合は、通学定期券購入補助金対象者証継続申請書（別記様式第1-2号。以下「対象者証継続申請書」という。）の提出又は電子申請により申請することができる。

(通学定期券購入補助金対象者証の交付)

第8条 市長は、前条に規定する申請が適当と認めたときは、通学定期券購入補助金対象者証（別記様式第2号。以下「対象者証」という。）を交付するものとする。

2 資格者等は、対象者証を亡失し、若しくは汚損し、又は住所移転等により、対象者証の再交付を受けようとするときは、通学定期券購入補助金対象者証再交付申請書（別記様式3号）を市長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 資格者等が、次の各号に掲げるいずれかの事由により資格者又は対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに対象者証を市長に返還しなければならない。

(1) 本市の住民でなくなったとき。

(2) 通学する高等学校等を卒業又は退学したとき。

- (3) 路線バスを利用しなくなったとき。
- (4) 本人及びその同一世帯の者が市税等を滞納しているとき。
- (5) その他市長が資格者等でなくなったと認めたとき。

(対象者証の譲渡等の禁止)

第10条 資格者等は、対象者証を他人に譲渡、贈与又は貸与してはならない。

(通学定期券の購入)

第11条 資格者等は、通学定期券購入手続きにおいて対象者証を提示することにより、通学定期運賃から第6条に規定する補助金の額を差し引いた額で通学定期券を購入することができる。この場合、資格者は補助金の交付申請及び受領をバス事業者に委任しなければならない。

2 バス事業者は、資格者等が通学定期券を購入したときは、通学定期券購入補助対象者原簿（別記様式第4号。以下「対象者原簿」という。）を作成するものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付は、資格者から補助金の交付申請及び受領を委任されたバス事業者に対して行うものとする。

2 バス事業者が補助金の交付を受けようとするときは、当該年度分についてその4月末日までに、通学定期券購入補助金交付申請書（別記様式第5号）に事業計画書を付して市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金額を決定の上、通学定期券購入補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、バス事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第14条 バス事業者は、前条の交付決定に基づき補助金の交付を請求するときは、通学定期券購入補助金交付請求書（別記様式第7号）を次条に規定する実績報告書等を付して市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、当該年度において複数回に分けて行うことができるものとする。

(補助金の実績報告)

第15条 バス事業者は、前条の交付請求を行うときは、通学定期券購入補助金実績報告書（別記様式第8号）に第10条第2項に規定する対象者原簿の写しを添付し、市長に

提出しなければならない。

(補助金の決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、資格者等が偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたときは、当該対象者証を返還させ、資格者等に対し補助金に相当する金額をバス事業者に支払うことを命ずることとし、バス事業者は当該資格者等から補助金に相当する金額を受け取った場合は、当該補助金の交付を申請しないものとする。

2 市長は、前項に係る補助金をバス事業者に既に交付している場合は、当該資格者等に対し、取消しとなった補助金に相当する金額をバス事業者に支払うことを命ずることとし、バス事業者は当該資格者等から補助金に相当する金額を受け取った場合は、補助金に相当する金額を市長に返還するものとする。

(通学定期券の払戻し)

第17条 通学定期券の払戻しは、バス事業者の運送約款に準じるものとする。ただし、バス事業者は使用期間ごとに算出した金額を、市長及び資格者等に分割し、各々に払い戻すものとする。

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。